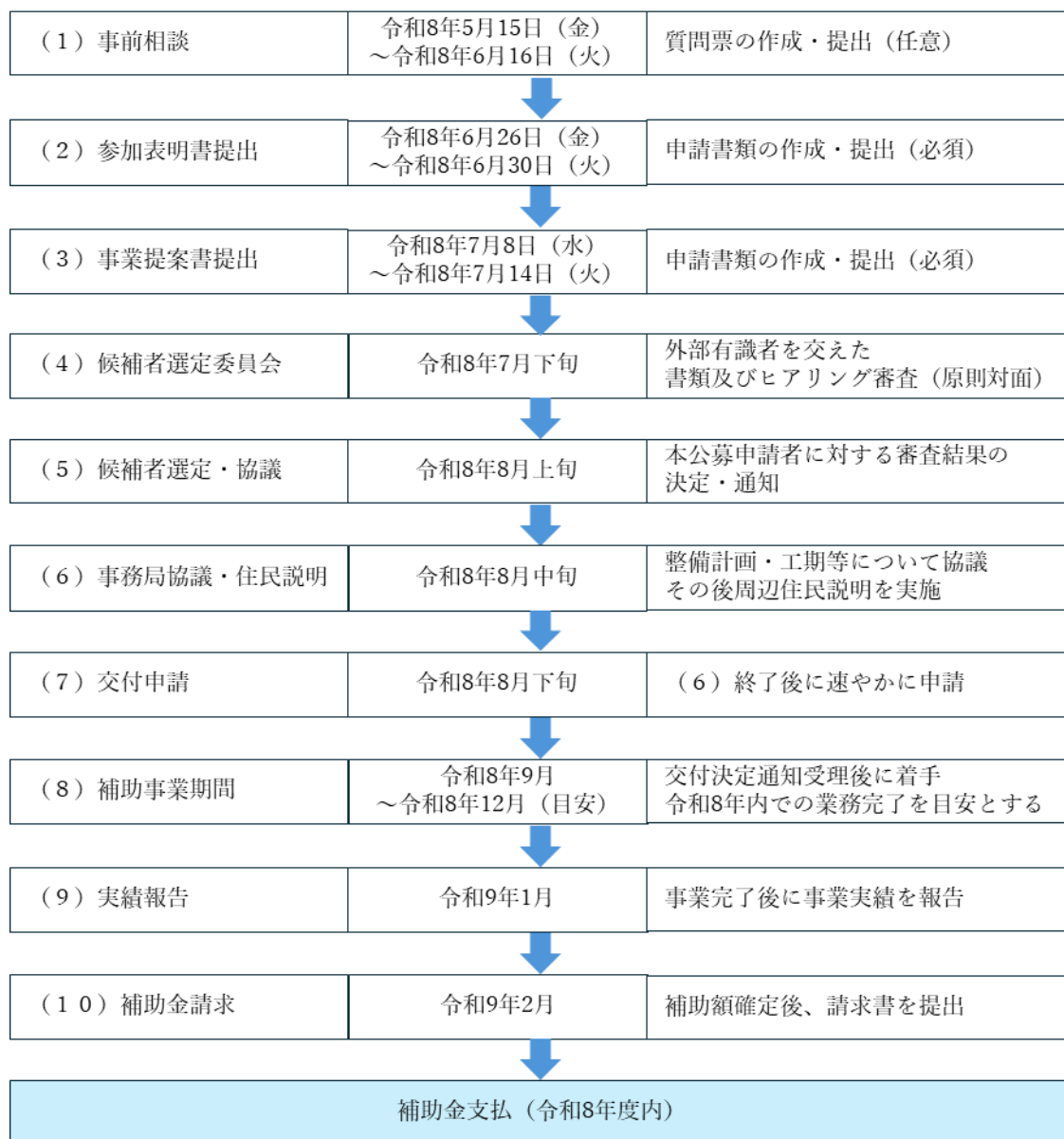


令和8年度
リサーチコンプレックス推進のための
共創型ウェットラボ整備補助金
公募要領

令和8年5月

仙 台 市

1. 公募のスケジュール



2. 事業の目的

本市では、企業や大学等の研究開発拠点が集積し、相互交流を通じた共創により新たな価値を創出するリサーチコンプレックスの形成を推進している。こうした中、大学発スタートアップをはじめとする研究開発事業者の拠点となるウェットラボ(※)は、市内で整備が進みつつあるものの、3 GeV高輝度放射光施設 NanoTerasu 稼働や東北大学の国際卓越研究大学認定など本市における研究環境の充実を背景に、今後さらなる需要拡大が見込まれている。

本公募では、ウェットラボ整備に取り組む主体の裾野拡大を図る観点から、オフィスビル等のリノベーションによる整備も視野に入れ、共創スペース等を備えた共創型ウェットラボの市内供給増加に取り組む事業者を募集する。

(※) ウェットラボ…装置や薬品を用いて化学実験等を行うための研究施設

3. 補助事業の内容

事業者が既存建築物のリノベーションによって共創型ウェットラボを整備し、研究開発型事業者に賃貸するビジネスモデルを構築する場合において、当該リノベーション工事に要する費用の一部を補助する。

4. 補助上限（補助率）及び選定予定件数、補助合計額

補助上限額 1件当たりの補助対象経費総額（税抜）の2分の1の額（千円未満切り捨て）又は30,000千円のうち、いずれか低い額を上限とする。

選定予定件数 複数件（申請内容の審査結果を踏まえ補助合計額の範囲内で決定）

補助合計額 90,000千円

5. 補助対象経費

補助事業の対象となる経費は、事業者が市内の既存建物をリノベーションにより改修し、研究開発型企业に賃借する用途としてのウェットラボ機能を有する施設を整備するために必要な経費のうち、下表に定めるものとする。

補助対象経費	区分及び内容
(1) ウェットラボとして使用する区画の整備に係る経費	① リノベーション工事費 ※ 建築工事、電気工事、機械設備工事 （ウェットラボの運営のために必要となる設備（緊急シャワー、廃液の貯蔵タンク、セキュリティ確保等）に係る費用も含む） ※ 間接工事費（共通仮設費、現場管理費）、諸経費等も含む ② 設計費 ③ 当該区画の整備・運営にあたり必要な検査費 ※ 費用の切分が困難な場合は、原則として当該工事対象の施工床面積比により按分する。その他合理的な算定方法により按分した場合は、その根拠資料を提出すること。
(2) (1)に付随するものとして以下の機能の整備に係る経費 ・会議スペース ・コワーキングスペース ・イベントスペース ・コミュニケーションラウンジ ※ (2)及び(3)の合計額は、(1)の合計額の1/2以下とする	① リノベーション工事費 ※ 建築工事、電気工事、機械設備工事 ※ 間接工事費（共通仮設費、現場管理費）、諸経費等も含む ② 設計費 ③ 当該区画の整備・運営にあたり必要な検査費 ※ 費用の切分が困難な場合は、原則として当該工事対象の施工床面積比により按分する。その他合理的な算定方法により按分した場合は、その根拠資料を提出すること。
(3) 専門家への助言依頼 ※ (2)及び(3)の合計額は、(1)の合計額の1/2以下とする	① ウェットラボに特有の諸条件の検討・手続き等に関し、専門的知見を有する事業者から助言を受けるための費用 ※ ウェットラボの整備・運営において、法令遵守・安全確保等に直接関連したものに限る。

以下の経費は補助対象外とする。

- ・ 施設の付随的な機能に係る工事費用（例）トイレ、外構、駐車場
- ・ 用途が限定的な専用設備（ドラフトチャンバー等）に係る費用
- ・ 一般的な備品（机、椅子）等に係る費用
- ・ 事業者選定前の設計等にかかる費用

- ・ 廃棄物の処分費用
- ・ アスベスト調査費用
- ・ 物件の買収・賃借等に係る費用
- ・ 消費税及び地方消費税

6. 申込者の資格

単一事業者または複数の事業者で構成されたグループで、次の要件をすべて満たすものとする。
 なお、本事業の遂行のみを目的として特別目的会社を設立し事業を遂行する場合、申込に際して事業スキームを確認するため別途本市との事前協議が必要になる。必ず参加表明前に事務局に連絡すること。

- (1) 国内に事業所（支社等含む）を置く法人組織（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。大学、高等専門学校、国立試験研究機関、公立試験研究機関、独立行政法人および公益法人を除く。）であること。
- (2) 法人の役員に破産者で復権を得ていない者、法律行為を行う能力を有しない者、又は禁固以上の刑に処されている者がいないこと。
- (3) 法人の市民税および事業所税に係る市長に対する申告（当該申告の義務を有する者に限る）を行い、かつ、本市の市税を滞納していないこと。
- (4) 仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 10 月 31 日市長決裁）別表に掲げている措置要件に該当していないこと。
- (5) 施設周辺の良い環境を維持・増進するため、事業実施に必要な手続きや遵守すべき基準等については、事業者自らの責任において、所管する各関係機関に確認し、公害の防止に努めるものであること。

7. 施設概要

- (1) 事業予定地が仙台市内であり、かつ市街化区域であること。
- (2) 許認可等の調整期間を含め、施工開始日までに確実に施工開始日までに確実に改修可能であり、令和 8 年内（目安）に竣工できる物件を確保していること
- (3) 事業予定地が係争地でないこと。事業予定地を賃借契約で確保する場合は、定期借地借家契約でないこと。
- (4) 本事業を予定する物件に所有権のほか抵当権（当該事業に係る金融機関からの借り入れによる抵当権を除く。）および根抵当権等の第三者の権利が設定されていないこと。
- (5) 整備する共創型ウェットラボの様子は以下のとおりとする。

項目	仕様
部屋の数	【必須】複数社が入居可能 【推奨】3社以上が入居可能
部屋の面積	【必須】概ね 60 m ² 以上の部屋 【推奨】概ね 100 m ² の部屋が3室以上確保されていること 企業ニーズに応じて広さを設定可能であること
床荷重	【必須】300 kg/m ² 程度
天井高さ (または階高)	【必須】2.7m (4m) 程度以上

給排水・給排気ダクト	【必須】 配管等を引き込める構造となっていること 【推奨】 給排水が実装済みかつ給排気ダクトを引き込める構造となっていること
電源	【必須】 三相交流電源が利用可能であること
空調	【必須】 空調機の増設が可能であること 【推奨】 空調機が実装済みであること
その他	【必須】 <ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティが確保されていること（カードキー入退室管理等） ・ウェットラボと別室に入居企業が利用できる会議・作業スペースがあること（施設内または近接する施設に、入居企業が利用できる既存の会議・作業スペースがある場合は、水準を満たすものとする） ・ウェットラボは実験用途を想定する施設であることから、騒音、振動、臭気等への配慮が求められる。このため、居住用途に供される区分（マンション等）が直上又は直下に存在する物件については、施設整備及び運営上の観点から制約が生じる場合がある。周辺環境への影響が十分に低減できるよう、動線の完全な分離や床・壁構造等を工夫すること ・バイオセーフティレベル（BSL）はレベル1の整備を目安とするが、入居者が安全キャビネット等の設備の導入等により必要な拡散防止措置を行う場合はレベル2までの実験も対象とできるものとする ・入居企業の研究領域は限定しないこと

【必須】 項目…補助申請に必要な最低限度の仕様

【推奨】 項目…提案にあたって可能な限り考慮する仕様。審査時に加点する。

8. 公募の手続きについて

(1) 事前相談及び質問

公募内容について相談または質問がある場合は、以下の対応とする。

① 事前相談（対面またはオンラインによる面談）

- ・ 事前相談受付期間 公募要項の公表から令和8年6月16日（火）午後5時まで（必着）
- ・ 事前相談方法 質問票（様式1）に記入のうえ、電子メールで「12. 問合せ先」に提出すること。メールタイトルおよび本文に「事前相談希望」の旨を明記すること。事前相談の方法（対面、オンライン）および日時等に関して、本市より連絡する。

② 質問（メールでの質問受付・回答）

- ・ 質問受付期間 公募要項の公表から令和8年6月16日（火）午後5時まで（必着）
- ・ 質問方法 質問票（様式第1号）に記入のうえ、電子メールで「12. 問合せ先」に提出すること。
- ・ 回答方法 メールによる回答。なお、質問および回答内容が応募者全体に影響する場合は、以下の公式ウェブサイトにも内容を掲載する。

URL：<https://www.city.sendai.jp/researchcom/wetlabr8.html>

(2) 参加表明書等の提出

① 提出書類

別紙1「提出書類一覧」のうち「2. 参加表明関係資料」に従って提出すること。

部数および提出書類の作成方法は、別紙1「提出書類一覧」に記載のとおりとする。

② 提出期間

令和8年6月26日（金）～令和8年6月30日（火） 午後5時まで（必着）

③ 提出方法

「8. 問合せ先」へ持参または郵送（郵送の場合は、配達証明付郵便に限ります。）で提出すること。また併せて、提出書類は電子データでも提出すること。データ形式は MS-Word、MS-Excel、MS-PowerPoint、AdobePDF のいずれかとし、フォーマットは Windows OS に対応したものとする。

(3) 事業提案書等の提出

① 提出書類

別紙1「提出書類一覧」のうち「3. 事業提案関係資料」に記載のとおりとする。

② 提出期間

令和8年7月8日（水）～令和8年7月14日（火）午後5時まで（必着）

③ 提出方法

「8. 問合せ先」へ持参または郵送（郵送の場合は、配達証明付郵便に限ります。）で提出すること。また併せて、提出書類は電子データでも提出すること。データ形式は MS-Word、MS-Excel、MS-PowerPoint、AdobePDF のいずれかとし、フォーマットは Windows OS に対応したものとする。

9. 審査について

(1) 審査体制

応募事業者から提出された事業提案を審査し、事業候補者を選定するために外部有識者を交えた「リサーチコンプレックス推進のための共創型ウェットラボ整備候補者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）を設置する。

(2) 日時・場所等

令和8年7月下旬

(3) 審査方法

選定委員会にて、仙台市（イノベーション企画課）が指定した時間に対面のヒアリング審査を行うものとする。ただし、申請件数により事前に書類審査による選考を行う場合がある。審査委員会の詳細な日時・場所・方法（対面またはオンライン形式等）については、仙台市から後日通知する。

※ ヒアリング審査は、事前に提出した事業提案書等をもとに行うものとし、当日の資料等の追加は認めない。

(4) 審査基準

提出書類に基づいて応募事業者による対面のプレゼンテーション及び質疑応答を行い、下表に記載の評価基準に基づいて選定委員会が各応募事業を審査し候補者を選定する。得点の計算方法については、原則として、項目ごとに以下の6つの評価ランクを設定し当該提案内容の評価ランクに応じた得点を付与する（加点方式除く）。

評価項目のいずれかにおいて、著しく劣り、「不適」と評価された提案については、得点の如何にかかわらず失格とする。選定委員会は事業計画の内容に関して修正意見を付することができる。

評価項目	評価の視点	配点	対象資料
(1) 事業の実施・継続可能性	事業主体の適格性 (十分な資金、信用を有し、経営状況に問題はないか)	20	様式8 様式9 様式10 添付書類(決算書、預金残高・融資見込証明書)
	資金計画や収支計画における妥当性		
	許認可等について関係部署との協議状況 (指導内容を踏まえた、提案内容の実現・継続可能性)		
(2) 施設水準	本事業の趣旨及び本市が求めるウェットラボの必須仕様を満たしているか。	25	様式7
	【加点方式】 本市が求めるウェットラボの推奨仕様を満たしているか。また本事業の趣旨に鑑み付加価値を提供しているか。	5	
(3) 施設・施工計画	【加点方式】 本市が想定するスケジュールを踏まえた施工計画の妥当性	10	様式7
(4) 立地条件	企業が求める立地条件か (市中心部や大学へのアクセス など)	15	様式7
	ウェットラボとして立地は適切か (仙台市の都市計画や周辺環境等を踏まえ制限や支障はないか など)		
(5) その他提案	【加点方式】 本市が目指す「リサーチコンプレックス」の形成に寄与する取り組み内容	15	様式11
	【加点方式】 安全衛生管理・危機管理・環境配慮のために工夫する点、入居企業の労働環境向上のために工夫する点 など	5	
(6) 本店所在地等	【加点方式】 ・事業者(グループの場合は構成する各事業者)の本店が仙台市内に所在しているか ・採択後に連携事業者を決定する場合は、市内に本店を有する事業者を活用するなど、地域経済への配慮がなされているか	5	様式3 様式11

(5) 選定結果の通知

選定された事業者には、令和8年8月上旬に候補者選定通知書を送付する。

10. 候補者選定を受けた後の手続きについて

(1) 本市との協議・住民説明について

選定通知を受領後、候補者は整備計画(動線やゾーニング含)や施工スケジュールについて本市と協議及び補助事業予定地周辺の住民説明を行うこと。住民説明に係る手法及び範囲については本市と協議のうえ決定する。

(2) 補助金交付申請

- ① 前項が完了次第速やかに補助金の交付申請を行うこと(手続きの詳細は本市との協議時に指示する)。なお、事業譲渡を受けた者等の補助金交付候補者以外の者が交付決定を受けることはできない。
- ② 公募申請時に計上していない経費を交付申請時に新たに計上することは原則認められない。
- ③ 本市が発出した補助金交付決定通知受領後に補助事業に着手すること。

【交付申請時に提出を求める資料】

- ・ 仙台市ウェットラボ整備事業補助金交付申請書（要綱様式第1号）
- ・ 住民説明報告書（様式任意）
- ・ 補助事業に係る動線やゾーニングのほか、災害時の安全確保に関する資料（様式任意）
- ・ その他本市との協議時に提出を指示した資料

（3） 補助事業完了後

補助事業が完了次第、速やかに実績報告をすること（詳細は交付決定後に連絡する）。なお、補助金の支払いは、当実績報告書の支出内容を証拠書類等により確認し、補助金額を確定した後の精算払いとする。

【実績報告時に提出を求める資料】

- ・ 仙台市ウェットラボ整備事業補助金実績報告書（要綱様式第6号）
- ・ 事業実施報告書（様式12）
- ・ 建物概要・補助金所要調書（様式13）
- ・ 収支決算書（様式第14）
- ・ 賃料及び収支計画（様式15）
- ・ その他実績報告に係る挙証資料
契約金額報告書、契約書の写し（補助事業に関する契約書の写し）、補助対象経費の支出が分かる資料、検査済証（建築基準法第7条第3項又は第18条第7項の規定による）の写し、引渡を証する書類、工事費内訳書、配置図、平面図（建物面積を明記したもの）及び立面図、完成写真

11. その他留意事項

事業者が以下の留意事項に従わない場合、本市は応募の受付または事業者の選定、補助金の交付決定を取り消し、補助金が交付済みの場合は、補助金の全部又は一部に相当する額の返還を求めることがある。なお、補助金の返還にあたっては、本市補助金等交付規則に従い、加算金及び遅延損害金の納付が必要となる場合がある。

- （1）テナントの誘致開始は「市との協議（10.（1）参照）」後に行うこと。
- （2）本市が発出した補助金交付決定通知受領後に補助事業に着手すること。
- （3）**補助事業者は、原則として令和8年内に補助事業を完了すること。**工事の遅延等、スケジュールの変更がある場合は、本市と協議したうえで、その承認を受けなければならない。
- （4）事業者は、操業開始から7年を経過するまでの間、やむを得ない場合を除き、事業提案書で示した事業を続ける義務を負う。上記の期間が経過するより前に、やむを得ず廃業または事業を停止する等の場合は、事前に本市と協議したうえで、その承認を受けなければならない。
- （5）本補助事業により整備する施設のうち、補助金が適用される部分は、事業目的に基づき、必ず研究開発（試作品製造を含む）のために使用すること（オフィスのみの利用は不可）。
- （6）事業者は、施設所有者としての責務のほか、入居者に対する事業実施上の安全衛生管理・危機管理・環境配慮に関する周知・啓蒙並びに施設全体の安全管理等に関する入居者間および周辺

- 関係者との連携・協力推進の中心的役割を果たすものとする。基準規範、手順等を整備するなど、安全衛生管理・危機管理・環境配慮に関する各種取り組みに努めること。
- (7) 事業者は、本事業の目的を踏まえ、施設整備後も、入居企業の選定に関することで本市と連携する義務を負う。
 - (8) 仙台市は必要に応じて、補助事業により取得し又は効用の増加した財産の管理状況等について現地調査等を行うことがある。
 - (9) 仙台市から補助金等の交付を受け整備する事業は、設計、工事業者の選定や入札において本市の実施する契約と同等の公平性、競争性を確保し、適正な経費執行が求められるため、特定の「設計業者」、「建設業者」、「今後、施設運営に関係すると思われる業者」と接触する際は、不正と疑われるような行為（特に入札指名や物品購入の約束等の行為）とならないように注意すること。
 - (10) 事業者は、公害防止に関する諸法令を遵守するとともに、本市関係部署に確認・協議した内容を踏まえて環境保全に関して必要な処置を講ずるものとする。特に、廃液・廃棄物の処理や換気においては、公害はもちろん、周辺の苦情等につながらないように、入居者に周知を徹底するなどの取り組みを行うこととする。なお、公害が発生したときは、事業者の責任と負担において解決を図るものとする。
 - (11) 提出物の著作権はすべて応募事業者が保有する。ただし、本市は提案審査、市議会、報道機関等への情報提供および本市広告媒体での掲載のために無償で使用できるものとする。
 - (12) 本事業を通じて知り得た情報について、本事業の用に供する目的以外に使用し、又は第三者に開示、漏洩してはならない。本事業終了後も同様とする。

12. 問合せ先

仙台市経済局イノベーション推進部イノベーション企画課

(担当) リサーチコンプレックス推進係 松原、渡邊

郵便番号：980-0803

住 所：仙台市青葉区国分町3丁目6-1 仙台パークビル9階

電 話：022-214-4438 (直通)

E-mail：kei008026@city.sendai.jp

提出書類一覧

(リサーチコンプレックス推進のための共創型ウェットラボ整備事業)

1. 提出書類に係る留意事項

- ・ 事業提案書の提出にあたっては、提案する事業を実現するために遵守すべき各種法令や宮城県・仙台市が定めた条例、要綱等による手続きをよく確認し、実現可能な事業提案となるように精査すること。
- ・ 提出は、1事業者（グループ）につき1提案とする。
- ・ 提出書類等の作成に係る一切の費用については、応募事業者の負担とする。
- ・ 応募受付期限終了後は、事業者の都合による提案内容の変更は認めない。また、応募書類は返却しない。
- ・ 本市が必要と判断した場合に、書類や電子データの追加提出、補正等を求めることがある。
- ・ 「提出書類一覧」に記載の順番、綴じ方にて整理し、目次及びインデックスをつけた上で、提出すること。
- ・ 下記のうち「記載内容」列に「※」が記載されているものについては、企業グループで申し込みされる場合、参加企業全員分の提出が必要となる。
- ・ **事業提案関係資料は、原則として各資料3枚（A3版横）以内に収めること。**
- ・ 提出書類は、電子データでも併せて提出すること（データ形式は MS-Word、MS-Excel、MS-PowerPoint、AdobePDF のいずれかとし、フォーマットは Windows OS に対応したもの）。
- ・ 提出にあたっての使用言語は、全て日本語、使用単位は計量法（平成4年法律第51号）に規定する計量単位、使用通貨は日本円とする。

2. 参加表明関係資料

様式	様式名	記載内容	綴じ方	部数	
参加表明関係	様式 2	参加表明書	クリアファイル等に入れて提出 様式 2～5 は電子データも提出	1 部	
	様式 3	構成員一覧表			グループの場合、結成届出等（任意様式）のグループ結成の確認が可能な書類を添付すること
	様式 4	誓約書			
	様式 4 別紙	構成役員一覧表			
	様式 5	仙台市税の納付状況の確認に関する同意書			※
	添付書類	定款又は寄付行為の写し			※
		法人概要			会社案内や事業経歴書など ※
		決算書又はこれに類する書類			直近 3 か年分 ※
		法人登記事項証明書			最新のもの（原本）（履歴事項全部証明書） ※
		土地・建物の登記簿謄本			最新のもの（原本）
	賃貸若しくは購入により土地等を所有する場合には折衝のわかる書類（賃貸借契約書・確約書） ※該当の場合のみ	抵当権等、利用に制限がかかる可能性のある権利が設定されている場合は、権利が抹消される予定である旨を記載すること			

「※」が記載されているものについては、企業グループで申し込みされる場合、参加企業全員分の提出が必要となる。

3. 事業提案関係資料

様式	様式名	記載内容	綴じ方	部数
事業提案関係	様式 6	事業提案書		正本 1部 副本 5部
	様式 7-1	表紙		
	様式 7-2 (任意様式)	施設概要	事業の趣旨、目的、内容、コンセプト等について記載すること	
	様式 7-3 (任意様式)	配置図・平面図・立面図	ラボの仕様（1部屋当たりの面積、床荷重、天井高等）をわかりやすく記載すること	
	様式 7-4	建物概要・補助金所要額調書		
	様式 7-5 (任意様式)	用途図・現況写真	<ul style="list-style-type: none"> 位置や周辺環境が分かるよう、地図に住所や周辺の主な施設等を記載すること。 都市計画の用途が分かる用途図についても記載し、用途地域等により本事業に関係する制限がある場合は記載すること。 事業予定地、建物の写真及び周辺建物等の状況がわかる写真を添付すること。 	
	様式 7-6 (任意様式)	施工計画（工程表）	原則令和8年9月～12月までの期間で計画すること。	
	様式 7-7 (任意様式)	完成イメージ図	<ul style="list-style-type: none"> 事業用地全体を含む鳥瞰図 施設内部の概要がわかるもの等 	
	様式 8	資金計画		
	様式 9	収支計画	賃料を明記すること	
	様式 10	土地利用・建築規制・環境規制等に関する確認状況報告書	関係部署に確認した内容を記載	
	様式 11 (任意様式)	本市施策への寄与	別紙2を参考に記載すること	
アピールポイント				
地域経済への配慮		採択後に連携事業者を決定する場合において、市内に本店を有する事業者を活用する計画 など		
添付書類	見積明細書	設計業者による見積書 見積書の提出が困難な場合は、算定根拠を記載したもの（任意様式）を添付すること。	クリア	

		<p>預金残高証明書（借入金を含む全部証明）</p>	<p>最新のもの（原本） 最新年度の決算日現在、及び令和8年5月1日現在のものを提出すること（複数口座の場合、別途合計一覧表を作成の上添付のこと）</p>	<p>ファイル等に入れて提出</p>	<p>1部</p>
		<p>融資見込証明書 ※該当の場合のみ</p>	<p>最新のもの（原本） 今回の施設整備にあたり、民間金融機関からの借入を予定している場合は、融資先ごとに提出</p>		